2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　構成員は、「当機構北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）について、以下の要件を満たす者であること。

代表者　1,200点以上

出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が第３位の構成員　1,000点以上

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満

⑷　構成員のうち代表者は、次のア及びエの施工実績を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次のイ及びオの施工実績を有すること。

出資比率が第３位の構成員は、次のウ及びオの施工実績を有すること。

出資比率が最下位の構成員は、次のウ又はオのいずれかの施工実績を有すること。

ア　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事

イ　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

ウ　トンネル新設工事

エ　鉄道路盤新設工事

オ　土路盤新設工事

※　トンネル延長の要件は、同一工事における１本のトンネルで満たすこと。⑺イにおいて同じ。

※　「鉄道路盤新設工事」とは、鉄道における路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。

※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。以下同じ。

上記工事の施工実績は、平成16年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工実績とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

上記工事が共同企業体構成員としての実績の場合は、代表者は出資比率が構成員中最大（北海道内に本店がある者が代表者となる場合は、出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。

上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。

また、ア、イ又はウの工事が当機構の発注工事の場合は、現に施工中の工事において次の㋐及び㋑に掲げる条件を満たす場合には施工実績とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘削延長が１本のトンネルで1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋑　過失による粗雑工事又は契約違反に起因した指名停止を受けるなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成29年度及び30年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合に当たっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、⑷アにおける掘削施工管理に１年以上の経験及び⑷オの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、⑷イにおける掘削施工管理に６箇月以上の経験及び⑷オの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位の構成員は、⑷ウ又は⑷オのいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、代表者及び第２位の構成員について、施工経験を１名の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができることとし、そのうち⑷オの施工経験のみ有している配置予定技術者については、路盤工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。また、当該技術者を変更する場合は、当機構北海道新幹線建設局長の承諾を得た上で当該施工経験を有する者に変更することができる。

専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

また、配置予定技術者に求める施工経験は、平成16年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工経験とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

上記工事が共同企業体構成員としての経験の場合は、出資比率が10％以上のものであること。

上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。

また、⑷ア、⑷イ又は⑷ウの工事が当機構の発注工事の場合は、現に施工中の工事において次の㋐から㋒までに掲げる条件を全て満たす場合には施工経験とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘削施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。

㋑　従事期間中のトンネル本坑の掘削延長が１本のトンネルで1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋒　過失による粗雑工事又は契約違反に起因した指名停止を受けるなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、代表者の配置予定技術者の施工経験は、⑷アの施工経験に代えて⑷イにおける掘削施工管理に１年以上の経験とすることができる。

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。